

トピックス

「2000年問題」への対処を 最優先する米国保険業界

ニューヨーク事務所 大久保 亮

1. Y2K (2000年) 問題の重要性

かつてノストラダムス予言がもてはやされたが、皮肉にも1999年に大きな災難を迎えるという予言が的中したのがコンピュータだったようである。西暦年を下二桁で判断しているため、西暦2000年を1900年と誤認し、正常に動作しなくなる。2000年問題の対処を怠ると、金融機関、一般企業、政府官庁を問わず、全世界で混乱が発生する恐れがあり、各国政府は早急の対処を徹底している。

日本でもようやく9月10日に政府が行動計画を発表したが、米国ではこれをY2K問題と呼び、早くから対処に取り組んでいる。特に連邦準備理事会(FRB)、通貨監督局(OCC)、連邦預金保険公社(FDIC)らの銀行規制官はY2K対処を金融機関規制上の最重要事項と位置づける。決済機能の混乱回避はもとより、Y2K対処コストが金融機関の経営に悪影響を及ぼす可能性も危惧されるからである。

2. 巨額の修理コストと訴訟リスク

2000年問題の対処としては、単純に西暦年を示す部分を直すだけにとどまらない。再構築によって発生するバグ、内部コードや割込ルーチ

ンなど予期せぬ影響も起こりうる。このため修理に要する費用は莫大でまた不十分な対処に起因する損害賠償が懸念される。

2月の米国上院銀行委員会での証言によれば、修理コストとして米国で約1770億ドル、全世界で約1兆3350億ドル、さらに損害と訴訟コストとして米国で約1000億ドル、全世界で約3000億ドルが推定されるという。

図表 - 1 2000年問題コスト推定 (10億ドル)

コスト内訳	米国	全世界
ソフトウェア初期修理	70	530
ソフトウェア再修理	7	50
テストライブラリ修理	10	75
データベース修理	60	454
ハードウェアチップ交換	10	76
ハードウェアアップグレード	20	150
訴訟および損害	100	300
2000年問題対処総コスト	277	1635

(出所 Caper Jones, Software Productivity Research 1997)

3. Y2K対処を最優先し、新たな法規制の施行は全て後回しにする保険規制官

2000年問題は保険業界にも影響を与える。保険会社のみならず、代理店などの営業販売網のシステムの対応も必要である。保険事業を監督している州規制官は保険会社が2000年問題の対処を早急に行い、報告および開示を行うよう義務づけている。

さらに6月14日、州保険規制官らは保険会社が2000年問題の対処に専念できるように、特に緊急性を要するものを除き、新しいモデル法や規制の実施を2000年6月以降に全て延期する決議を採択した。保険法の改正を行う州議会の団体も同様の決議を採択した。新たな法規制が採択されると対応する負荷は大きい。これを当分免除してあげるからY2K対処に専念しなさいという訳である。またインターネットで2000年問題情報を保険会社向けに提供するなどバックアップしている。

4. 損害賠償請求を制限する法案の提出

2000年問題で悩ましいのは対処の不備によって巨額の損害賠償を免れないと推定されていることである。企業やソフトウェア会社のみならず、損害賠償保険を提供する損害保険会社にもリスクがかかる。訴訟天国の米国では既にいくつかの弁護士事務所がY2K訴訟セミナーを開き、2000年問題に関し、いかにして企業を訴えることができるかという情報を提供している。

一般の損害賠償保険の約款や保険料算定ではY2Kリスクを考慮に入れていない。Y2K関連の損害賠償を全てカバーするとなれば、その給付を原因として破綻する損害保険会社が続出する可能性さえ指摘されている。

こうした中、Y2Kに関する損害賠償責任を制限する法案が連邦議会や州議会で提出されている。Y2Kに問題がないという開示が事実と反すると知っていたり、詐欺的意図がある場合を除き、損害賠償責任を問われないとする法案や複数社が協力してY2K対処を行っても独占禁止法違反とならないとする法案などがあり、クリントン大統領も立法趣旨に賛同する立場を明らかにしている。

一方、これをビジネスチャンスと捉える損害

保険会社もある。例えばAIG社はY2K関連の損害賠償を対象とする保険を発売した。

5. Y2Kに関するエリサ改正法案

また、一見無関係に見える企業年金にもY2K問題が波紋を投じている。企業年金の受託者に、投資先の選定にあたりY2K対処状況を考慮することを義務づけるエリサ改正法案が提出された。当法案が施行されるとY2K対処の上で問題のある企業に投資し、それが原因で損失を被った場合には年金プランのスポンサーが従業員に対する受託者責任違反を問われる可能性もでてくる。

図表 - 2 米国におけるY2K関連の主な法案

コード	法案の主な内容
S2392	2000年問題の対処に関する情報共有と開示を奨励する。
HR4455	2000年問題対処の開示に関する損害賠償責任を制限する。
大統領	2000年問題を分析し、重大なインフラを維持する戦略をたてる。
HR3116	各金融機関の2000年問題の対処と検査を義務づけ。
S2000	企業年金受託者に2000年問題対処を考慮するようエリサ法を改正。
S1518	公開会社にIPO文書や四半期報告で2000年問題対処開示を義務づけ。
州議会法案	2000年問題に関する損害賠償責任の制限、対処のための特別予算など多様。

おわりに

米国ではY2K問題への取り組みを最優先課題とし、国を挙げて推進している。日本も政府の行動計画が具体化されるなどようやく取り組みが本格化してきたが、依然日米の温度差は大きい。Y2Kは自社だけの問題ではない。企業を越えてデータが飛び交うネットワーク時代には、産業界あげての取り組みが必要とされることはいうまでもない。とはいえ、不良債権処理、ビッグバン対応など企業を取り巻く課題が山積しているだけに、取り組みが遅れないことを願うばかりである。

- ・本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保障するものではありません。
- ・本レポート内容について、将来見解を変更することもあります。
- ・本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複写、引用、配布することを禁じます。

Copyright © ニッセイ基礎研究所 1996 All Rights Reserved